

ID: 132

担当部署: 保健課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町保健センター条例 第5条(第10条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成17年条例第116号		
【根拠条文】			
(利用許可の取消し等)			
第5条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。			
(1) 利用許可の申請書に虚偽の事実があったとき。			
(2) 利用許可の条件に違反したとき。			
(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。			
(4) その他町長において不相当と認めたとき。			
【基準】			
根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。			
(公の施設の利用における措置)			
第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日